

四日市市告示第504号

四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年8月22日

四日市市長 森 智 広

四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する事務取扱要綱の
一部を改正する要綱

四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する事務取扱要綱（令和3年四日市市告示第152号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

学校給食申込書（児童生徒用）

四日市市長

年 月 日

私は、下記の児童生徒が四日市市立の小中学校に在学する期間中の学校給食の提供を申し込みます。

申込者 (保護者)	フリガナ			児童生徒 からみた 続柄	
	名 前				
	住 所 <small>*住民票の住所を ご記入ください。</small>	〒	-		
	文書の送付先	<input type="checkbox"/> 上記の住所	<small>*いずれかにチェックしてください。上記の住所以外の送付先を希望 する場合は、「その他」にチェックのうえ、送付先をご記入ください。</small>		
		<input type="checkbox"/> その他			
		フリガナ			児童生徒 からみた 続柄
	名 前				
住 所	〒	-			
連絡先	電 話 番 号				
	メー ル ア ド レ ス				
提供を受 ける 児童生徒	フリガナ			生年月日	年 月 日
	名 前				
	学 校 名	学 校		<input type="checkbox"/> 新 小 学 1 年 生	
			<input type="checkbox"/> 年 組 番		

- ・この申込書は、児童生徒1人につき1枚提出してください。
- ・この申込書は、提出日から児童生徒が四日市市立の小中学校及び中学校に在学する期間中、有効です。
- ・食物アレルギー等がある場合は、必ず学校にご相談ください。
- ・学校給食費に関する文書（給食費決定通知書・納付書・督促状等）をお送りする際は、原則として児童生徒と同一世帯の保護者の住民票の住所に送付します。
*住民票の住所以外の場所への送付を希望する場合は、必ず上記「文書の送付先」欄をご記入ください。

この申込書をもって、四日市市及び四日市市教育委員会が有する個人情報（就学援助等）を学校給食事業の範囲内において、四日市市学校給食担当課に提供することに同意します。また、学校給食費に滞納が生じた場合、当該債権の回収に必要な範囲内において、個人情報を調査し、関係する組織間で共有することを了承します。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に、改正前の四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する事務取扱要綱の規定に基づいて作成した届出書等の用紙は、当分の間、これを使用することができる。

(教育委員会学校教育課)